

大阪府告示第679号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和8年5月7日

大阪府知事 吉村 洋文

1 形質変更時要届出区域

守口市南寺方東通一丁目98番、99番、100番、101番、101番1、120番13、120番14、120番26、120番35、120番36及び151番の各一部、大字高瀬旧世木638番3及び944番の各一部、大字高瀬旧大枝908番2の一部並びに水路の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域のうち守口市南寺方東通一丁目98番、99番、100番、101番、101番1、120番26、120番35、120番36及び151番の各一部、大字高瀬旧世木638番3及び944番の各一部、大字高瀬旧大枝908番2の一部並びに水路の一部の区域は、令第58条第5項第10号に該当する。